

保発0204第1号  
年管発0204第1号  
平成25年2月4日

日本年金機構理事長殿

厚生労働省保険局長

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

厚生労働大臣が定める現物給与の価額について（通知）

健康保険法（大正11年法律第70号）第46条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第22条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第25条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第2条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第17号。以下「改正告示」という。）が平成25年2月4日に告示されたので通知する。

改正告示の内容は下記のとおりであり、本年4月1日から適用されるので、その取扱いに当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

また、本件については、別添のとおり、本日付けで厚生労働省労働基準局長より都道府県労働局長宛て通知している旨申し添える。

記

健康保険法第46条第1項、船員保険法第22条、厚生年金保険法第25条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第2条第3項の規定により、報酬、

賞与又は賃金が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の価額は、その地方の時価により、厚生労働大臣が定めることとされている。

従来から、この価額を適用するに当たっては、原則として適用事業所の所在地が属する都道府県の価額を適用する取扱いとしていたところであるが、本社及び支店等を併せて1つの適用事業所とされている適用事業所にあつては、支店等に勤務する被保険者についても、本社の所在地が属する都道府県の現物給与の価額を適用してきたところである。

しかしながら、現物給与の価額は生活実態に即した価額となることが望ましいことから、改正告示により、被保険者の勤務地が所在する都道府県の現物給与の価額を適用することが原則となるよう、現物給与の価額の新たな適用方法を定めたものであること。



基 発 0 2 0 4 第 1 号  
平 成 2 5 年 2 月 4 日

都 道 府 県 労 働 局 長 殿

労 働 基 準 局 長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働大臣が定める現物給与の価額について（通知）

標記については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 46 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 22 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 25 条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、報酬、賞与又は賃金のうち金銭又は通貨以外のもので支払われるものの価額を厚生労働大臣が定めることとされており、平成 24 年 1 月 31 日に「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（平成 24 年厚生労働省告示第 36 号）により告示したところであるが、今般、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件」（平成 25 年厚生労働省告示第 17 号。以下「改正告示」という。）の告示により、改正されたところである。

改正告示は、本年 4 月 1 日から適用されるので、その取扱いに当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

また、本件については、別添のとおり、本日付けで保険局長及び大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長宛て通知している旨申し添える。

基勞徴発0204第2号  
保保発0204第1号  
年管管発0204第1号  
平成25年2月4日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課長

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省年金局事業管理課長

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の取扱いについて

標記については、今般、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件」（平成25年厚生労働省告示第17号。以下「改正告示」という。）が告示され、その内容については、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額について（通知）」（平成25年2月4日付け保発0204第1号・年管発0204第1号）により通知したところである。

これらの事務の取扱いについては、下記のとおりであるので、貴職におかれては、関係職員に周知の上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1. 現物給与の価額の適用に係る取扱い

- (1) 現物給与の価額の適用に当たっては、被保険者の勤務地（被保険者が常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用することを原則とすること。

- (2) 派遣労働者については、派遣元事業所において社会保険の適用を受けるが、派遣元と派遣先の事業所が所在する都道府県が異なる場合は、派遣元事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用すること。
- (3) 在籍出向、在宅勤務等により適用事業所以外の場所で常時勤務する者については、適用事業所と常時勤務する場所が所在する都道府県が異なる場合は、その者の勤務地ではなく、その者が使用される事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用すること。
- (4) トラックの運転手や船員等の常時勤務する場所の特定が困難な者については、その者が使用される事業所が所在する都道府県（船員については当該船員が乗り組む船舶の船舶所有者の住所が属する都道府県）の現物給与の価額を適用すること。

## 2. その他

- (1) 本通知により新たに示した取扱いについては、平成25年4月1日から適用すること。
- (2) 健康保険組合においては、規約により別段の定めを行っている場合があることに留意すること。